

データ保護関連規制 各国法アップデート

データ保護ニュースレター

2025年9月22日号

執筆者:

[岩瀬 ひとみ](#)

h.iwase@nishimura.com

[菊地 浩之](#)

h.kikuchi@nishimura.com

[河合 優子](#)

y.kawai@nishimura.com

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[五十嵐 チカ](#)

c.igarashi@nishimura.com

[松本 絢子](#)

a.matsumoto@nishimura.com

[菅 悠人](#)

y.suga@nishimura.com

[尹 元](#)

w.yoon@nishimura.com

本ニュースレターでは、各国のデータ保護関連規制の主なアップデートのうち、2025年7月及び8月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

- 2025年7月10日、個人情報保護委員会は、個人情報保護法施行規則及び特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則等の一部の改訂案を公表し、意見募集を行った（募集期間は同年8月8日まで）。ランサムウェア事案に係る関係省庁への報告に共通様式を用いることを可能とすることで、被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を目的とするものである。この共通様式についてもあわせて意見募集がなされた。

2. 米国

- 2025年6月20日、テキサス州において電子医療記録の保管及び医療従事者によるAIの使用に係る規制等を定める法律が成立した。同法により、対象事業者は、そのコントロールする全ての電子医療記録を物理的に米国内で保存すること（データローカライゼーション）や、電子医療記録へのアクセス権を原則として医療業務等の遂行のためアクセスが必要となる者のみに限定すること等が義務付けられる。同法の対象事業者には、医療従事者やHealth Insurance Portability and Accountability Act (HIPAA)の対象事業者のみならず、保護対象健康情報(Protected Health Information)の収集、分析、利用、評価、保管又は伝送を行う事業者も含まれる。電子医療記録を米国内で保存することを義務付ける規定は、2026年1月1日に発効する予定であるが、それ以外の規定は、2025年9月1日に発効している。
- 2025年6月24日、コネチカット州の包括的なデータプライバシー法(Connecticut Data Privacy Act)の改正法が成立した。主な改正点は、①適用範囲(対象事業者)の拡大、②推論(inferences)に係る消費者の権利の明記、③プロファイリングに係る消費者のオプトアウト権の追加、③いわゆるdata minimizationに関して、データの収集が合理的に必要であることに加え、開示された目的に比例

していることの確認の義務化、④ターゲティング広告や販売のために未成年者の個人データを処理することの禁止、⑤プロファイリングへの関与や個人データの大規模言語モデル（LLM）への使用等に関する開示の義務化等である。同改正法は、2026年7月1日に発効する予定である。

- ・ 2025年7月24日、カリフォルニア州において、①意思決定の自動化技術（ADMT）、②リスク評価及び③サイバーセキュリティ監査に関する消費者プライバシー法（CCPA）の規則が最終化された。今後、カリフォルニア州行政法局の承認を経て発効することとなる。同規則では、対象事業者は、①ADMTが人間の判断を代替する場合、消費者に関する重要な決定を行う際のADMTの使用について、消費者がオプトアウトできるようにすること、②個人情報の売却又は共有、センシティブ個人情報の処理、重要な意思決定におけるADMTの使用等を行う場合に、リスク評価を実施すること、及び③サイバーセキュリティに関する監査を、資格を有する客観的かつ独立した者によって行うことが義務付けられる。

3. 欧州

- ・ 2025年7月7日、英国データ保護機関（ICO）は、「オンライン広告規制に関するアプローチについての意見募集（Call for Views）」を公表した。この意見募集は、英国におけるプライバシーと電子通信規則（PECR）第6条において要求されている、オンライン広告を展開する際のユーザーからの同意取得に関する執行方針を見直し、リスクベースのアプローチ導入の可能性を検討するものとしている。
- ・ 2025年6月19日、G7のData Protection and Privacy Authoritiesは、プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護に関する共同声明を公表した。同声明は、新技術やサービスの設計に安全性及びプライバシーを組み込み、ユーザーであるこどもの最善の利益を考慮した特別な保護措置を講ずることで、信頼が創出及び維持されるという「責任あるイノベーション」を支持している。
- ・ 2025年7月8日、欧州データ保護会議（EDPB）及び欧州データ保護監察機関は、欧州委員会が同年5月21日に公表したデータ処理記録簿の作成義務の免除要件の拡大等のGDPR簡素化提案に対する共同意見を採択した。中小事業者の事務負担を減少させるという簡素化提案の目的を支持し、同提案を歓迎する趣旨の共同意見である。
- ・ 2025年7月9日、欧州議会は、生成AIと著作権に関する研究を公表した。同研究は、EUにおける著作権法で著作物への保護が与えられるためには人間による関与と選択が必要であることを指摘しつつ、法的概念の不確定さなど規制上の課題が残されていることを明らかにしている。
- ・ 2025年7月10日、欧州委員会は、EUのAI事務局から受領した汎用AIの行動規範（GPAI code of practice）の最終版を公表した。当該規範は、AIプロバイダーがAI規則を遵守することを支援することを目的とした任意規範であり、透明性・著作権・安全性とセキュリティの3つをその内容としている。
- ・ 2025年7月15日、欧州委員会は、欧州特許庁（European Patent Office）に対して、充分性認定を

[決定](#)した。

- ・ 2025年7月16日、欧州司法裁判所は、Facebook Ireland Ltd（現 META 社）に対する GDPR 違反の申立てに関して、欧州データ保護会議（EDPB）が欧州連合基本権憲章 41 条 2 項に基づくアクセス権を拒絶する決定をしたことについて、当該決定を取り消し、申立人が EDPB が保有するファイルにアクセスする権利を認める旨の[判決](#)を下した。
- ・ 2025年7月17日、欧州委員会は、オンライン上の消費者保護を強化するためにデジタルフェアネス法の準備ための影響評価を開始する旨を[公表](#)した。当該影響評価の中では、消費者、当局、各種団体等様々な関係者からの意見を募集することにより、ダークパターン、問題のあるパーソナライゼーション、不公平な価格設定に対処し、消費者保護における法的な不確実性や欠落を解消するための規制を導入ことを目指すとしている。
- ・ 2025年7月18日、欧州委員会は、汎用 AI モデルのプロバイダーが AI 規則を遵守するためのガイドラインを[公表](#)した。この中では、特に、システミックリスクを伴うモデルに関しては、プロバイダーは積極的に遵守に向けた課題に取り組むべきであるとされている。当該ガイドラインは、上述の行動規範を補完するべきものと位置付けられている。
- ・ 2025年7月24日、欧州委員会は、汎用 AI モデルのトレーニング内容に関する情報提供のためのテンプレートを[公表](#)した。このテンプレートは、知的財産権の行使やデータ保護の執行、データ多様性の評価を容易にすることを目的としており、その章立てには一般情報、データソース、関連するデータ処理等に関する内容が含まれている。
- ・ 2025年8月21日、英国データ保護機関（ICO）は、Data（Use and Access）Act 2025 の施行を受け、最終版ガイドラインの策定を支援するための[意見募集](#)を開始した。意見募集の内容は、①Data（Use and Access）Act 2025 により新たに定められた適法性根拠である、認められた正当な利益（recognised legitimate interest）、及び②事業者に対して新たに義務付けられる苦情処理プロセス（data protection complaints）についてである。①については10月30日まで、②については10月19日まで意見募集が行われる。

4. 中国

- ・ 2025年7月22日、「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン—QR コード読み取りによる注文の個人情報保護要求（意見募集稿）」が公表され、同年8月4日まで意見募集が行われた。本要求は、飲食店でのスキャン注文における個人情報の取扱いに際し、適法性根拠・透明性・利用目的の明確化・データの最小化等の原則を規定している。また、目的外利用・第三者提供については原則として同意の取得が必要であることや、第三者への委託に際して締結すべき契約内容についても規定するほか、プラットフォーム提供者にも個人情報保護に必要な一定の義務について規定している。
- ・ 2025年7月29日、「データセキュリティ技術 未成年者向け製品・サービスの個人情報保護要求（意見募集稿）」が公表され、同年9月27日まで意見募集が行われている。本要求は、未成年者の個人情報

に関するリスクの低減と保護者・社会による共同的な監督を図るもので、未成年者の個人情報保護のための原則と具体的措置について定めるほか、自動化された意思決定や生成 AI などに関して特則を設けている。

- ・ 2025 年 8 月 15 日、「データセキュリティ国家標準体系（2025 年版）（意見募集稿）」及び「個人情報保護国家標準体系（2025 年版）（意見募集稿）」が公表され、同年 8 月 29 日まで意見募集が行われた。これらの国家標準体系では、データセキュリティ及び個人情報保護に関する国家標準体系の枠組みについて規定するほか、今後の国家標準制定作業に対する提言、現行国家標準の一覧表が示されている。なお、国家標準とは、政府が承認及び公表する、製品やサービス、技術に関する中国全土で適用される技術要求基準を定めたものであり、国家標準体系とは、特定の分野の国家標準を体系的に整理したものであり、国家標準間の関係性等が示され、国家標準の制定・改訂の計画や方針を策定するための根拠でもある。

5. 香港

- ・ 2025 年 7 月 31 日、PCPD（香港の個人情報保護委員会）及びマカオ個人情報保護委員会は、共同で「匿名化を開始するためのガイド」を公表した。同ガイドは、日本の個人情報保護委員会を含む 7 つの国と地域のデータ保護当局が参加するアジア太平洋プライバシー機関フォーラムにおいて策定された。同ガイドでは、個人データの匿名化にあたり、5 段階の手順を採ることを推奨している。PDPO（香港のプライバシー条例）には個人データの匿名化につき明文規定はないものの、PDPO の適用を受ける個人データを匿名化する際には、同ガイドを参照のうえ匿名化を施すことが推奨される。

6. 台湾

- ・ 2025 年 7 月 7 日、郵政事業を管轄する交通部は、台湾個人情報保護法 27 条 3 項の授權に基づき、「郵政事業者による個人情報ファイル安全保護管理弁法」を公布・施行した。同弁法 2 条によれば、郵政事業者は、個人情報ファイルに係る安全保護計画及び業務終了後の個人情報の取扱方法等を策定しなければならない。また、同弁法にしたがって、個人情報ファイルに係る安全措置を講ずるための管理体制を整備する必要がある。
- ・ 2025 年 8 月 14 日、観光産業を管轄する交通部は、「交通部により指定される観光産業における非公務機関による個人情報ファイル安全保護計画及び処理弁法」の改正草案を公表した。今回の改正草案においては、「観光産業類における非公務機関による個人情報ファイル安全保護管理弁法」へと名称を変更するほか、観光産業の事業者が保有している個人情報につき漏えい等の侵害が発生した場合、個人情報の主体に通知すべき項目が追加されている。

7. ベトナム

- ・ 2025 年 7 月 1 日に施行されたベトナムのデータ法は、コアデータ及び重要データを処理する組織に様々な義務を課しているところ、当該コアデータ及び重要データの内容を定義する決定第 29/2025/QĐ-TTg

が制定された。当該決定によれば、コアデータ及び重要データの多くは「国家機関が収集又は管理するデータ」と定義されているが、中には民間事業者が収集又は管理するデータであってもその性質によりコアデータ又は重要データに該当し得るものも存在するため、留意が必要である。

8. タイ

- 2025年8月1日、個人情報保護委員会は、個人データの漏洩事故に関して個人情報保護法に基づき制裁金を科した5件の事案を公表した。当該事案は政府機関、病院、民間企業等の組織に対して、16,940パーツから700万パーツ（約3,200万円）の制裁金が科されたものであり、その原因は不十分な安全管理措置、リスク評価の欠如、DPOの未選任等であった。

9. インドネシア

- インドネシアの憲法裁判所は、DPOの選任義務を負う要件を定める個人情報保護法第53条(1)(b)の解釈を明確にし、当該条項が定める複数の要件を全て満たす場合ではなく、複数の要件のいずれか1つを満たすだけでもDPO選任義務を負う旨の判決を下した。

10. ニュージーランド

- 2025年5月27日、プライバシーコミッショナーは、子どもと青少年に関する写真撮影と動画撮影のガイダンスを公表した。同ガイダンスは、子どもや青少年の写真の撮影や共有について、いじめ、ID窃取、性的虐待、グルーミング、プライバシー侵害等を生じるリスクがあると指摘し、2020年プライバシー法における13の情報プライバシー原則(IPP)を適用する際に特に留意すべき点について、ユースケースを用いながら説明している¹。
- 2025年8月6日、プライバシーコミッショナーは、生体情報に関する規範(Biometric Processing Privacy Code 2025)を発行した(その意見募集手続については[2025年3月24日号のデータ保護ニューズレター](#)を参照されたい。)。生体情報の処理の時期により、2025年11月3日又は2026年8月3日から適用される。本規範には、生体情報(顔、指紋、声などの個人の身体的又は行動的特徴)を収集及び使用する事業者が遵守しなければならない13のルールが含まれており、生体情報の処理に関して、2020年プライバシー法における情報プライバシー原則(IPP)に優先して適用される²。

¹ 例えばIPP 2(情報源)については、青少年が所属するサッカークラブが試合の写真や映像を撮影してSNS等で共有する場合を例にとり、本人以外の情報源から画像を受け取った場合は、その子ども、若者又はその保護者が、それらの画像の使用と共有に同意しているか確認する必要があり、写真や映像が撮影される場合には、本人や家族がこれを承知している必要があると指摘する。また、IPP 3(本人等への通知)については、政府機関が青少年を含むタスクチームを組成した活動について写真撮影をする場合を例にとり、写真の撮影や使用に関連して、子ども、若者及びその保護者に提供される全ての情報は、明確かつ年齢に適した言語で記載する必要があると指摘する。

² 本規範のルールのうち、1(生体情報を収集する目的)、3(個人に通知するための合理的な措置)、及び10(情報が収集された後の使用制限)等は、IPPの規定を強化している。

11. カナダ

- 2025年8月11日、カナダプライバシーコミッショナー事務所は、生体情報を取り扱う際の個人情報保護電子文書法（PIPEDA）に基づくプライバシー義務に関する民間企業向けのガイダンスを公表した。同ガイダンスは、公共団体及び民間企業の双方に適用され、生体情報を取り扱う際の情報保護義務の指針を示すために定められたものであり、PIPEDA に定められた原則に基づいて、以下の項目により構成されている。
 - ✓ 適切な目的の特定（正当な必要性、最小限の侵害、比例原則等）
 - ✓ 個人からの有効な同意の取得
 - ✓ 収集の制限
 - ✓ 使用、開示、及び保有の制限
 - ✓ 情報保護のための措置
 - ✓ 正確性（利用目的に必要な範囲で、正確、完全、かつ最新である必要）
 - ✓ ガバナンスと責任の所在の明確化
 - ✓ 透明性の確保

12. エルサルバドル

- 2025年6月25日、サイバー犯罪及び関連犯罪防止特別法を改正する法令第332号が公布され、同年7月3日に施行された。改正法では、個人データのライフサイクルにかかわる各関係者の役割、義務、責任を明確にする定義や、データ所有者だけでなく、個人データを保存、管理又は処理する者がサイバー詐欺における直接の被害者として、責任を有する者に対して刑事訴訟を提起する権利等が規定されている。また、関連してサイバー詐欺に関する規定も改正され、システムやプラットフォームへの正当なアクセス権限を有する者が、不正な利益を得る目的や、データ所有者、管理者、又は処理者の利益を害する目的をもって、第三者の情報記録を閲覧・抽出・不正利用する行為や記録されたやり取りを削除する行為、権限を越えてデータ所有者のために虚偽情報を作成する行為等、一定の行為を行った場合には、通常より加重された刑罰（10-12年の懲役）を科されることが規定された。

13. メキシコ

- 2025年7月16日、住民一般法及び行方不明者に関する法令の改正、並びに国家公共安全保障システム一般法、公共安全に関する国家研究・インテリジェンスシステム法、電気通信及び放送に関する法律、官僚的手続廃止に関する国家法、及び国家警備隊法の制定が連邦官報にて公布された。改正法には、(i) 生体認証付き固有住民登録コード（CURP）の導入、(ii) 個人及び法人に対する、(a) 国家インテリジェンスプラットフォームへの技術的相互接続メカニズムの実装、及び (b) 管轄当局から要請があった場合の、国家インテリジェンスシステムへのデータベース、記録等関連情報の提出の義務付け、(iii) 事業者に対する、個人データ及び生体認証データの収集・保管・移転等に関する十分な技術的基盤整備や組織的な対策実施の義務付け等が規定されている。改正法の適用対象は広く、従来規制されていなかった分野にも及ぶ上、これらの違反に対しては行政罰及び刑事罰が科され得ることから、対象となる企業は早急に対応を進める必要がある。

14. ブラジル

- 2025年8月23日、個人データの国際移転に関する規則を含む2024年8月23日第19号決議の猶予期間が満了した。同規則は、ブラジルの個人情報保護法（LGPD）33条が規定する充分性認定、標準契約条項（SCCs）、拘束的企業準則等に関するガイドライン等を規定している。法案の概要については、[2024年9月19日号の個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)を参照されたい。

15. コロンビア

- 2025年7月、コロンビア共和国議会において、刑法296条（身元偽装罪）を改正する法令第2502号（2025年）が制定された。この改正法令は、「ディープフェイク」の定義や、身元偽装罪においてAIの使用が刑の加重事由となること、AIを使用した身元偽装事案の追跡システムの実装について規定しており、2026年7月に施行予定である。

16. イスラエル

- 2025年8月14日、プライバシー保護法（Protection of Privacy Law, 1981）の抜本的な改正が施行され（Amendment 13）、EUにおける同国の充分性認定の維持にも資すると解される。改正事項は、①事業者に対するDPO（Data Protection Officer）の設置義務、②個人データ定義の拡大、③通知・透明性義務の強化、④データベース登録制度の合理化等を柱とし、⑤プライバシー保護庁（Privacy Protection Authority）の権限拡大や執行強化も含まれている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com